

教育委員会定例会事項書

令和5年10月27日(金)
10:00～ 教育委員室

1 開会宣言

議事録署名者 北野委員

2 前回定例会審議結果の確認(別紙参照)

3 請願

請願の処理について

4 議題

議案第 21号 専決処分の承認について(令和5年度三重県一般会計補正予算(第3号)
(教育委員会関係))

議案第 22号 特定事業契約の変更について

5 報告題

報告 1 令和5年度三重県学校保健功労者表彰について

報告 2 令和6年度三重県立学校実習助手採用選考試験の実施について

報告 3 令和6年度三重県立特別支援学校自立活動教員採用選考試験の実施について

報告 4 令和6年度三重県職員(航海士・機関士)採用選考試験の実施について

報告 5 令和6年度三重県立学校育児休業等代替任期付講師等採用候補者名簿登載
試験の実施について

6 閉会宣言

前回定例会の審議結果

1 日時

令和5年10月6日(金)

開会 10時00分

閉会 10時38分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 福永教育長、大森委員、北野委員、栗須委員、富樫委員

議事録署名者 大森委員

4 採択議案の件名

該当なし

5 請願陳情の付議の結果

該当なし

6 諸般の報告

報告1 令和6年度三重県公立学校教員採用選考試験第2次選考試験の結果について

報告2 令和7年度三重県公立学校教員採用選考試験について

報告3 令和4年度児童生徒の暴力行為、いじめ、不登校等の調査結果について

7 その他会議において必要と認めた事項

該当なし

請願 4

「三重県教育ビジョン（仮称）」に部活動改革に関する記述を含むことを
求める請願について

請願について、別紙のとおり提出する。

令和5年10月27日提出

三重県教育委員会教育長 福永 和伸



請願文書表

教育委員会

受付番号	受付年月日	件名等	請願者	教育長の意見
請4	令和4年8月25日	<p>(件名) 「三重県教育ビジョン(仮称)」に部活動改革に関する記述を含めることを求める請願書</p> <p>(要旨) 次期「三重県教育ビジョン」に「設置部活動数の削減」「部活動時間数の削減」といった部活動改革に関する記述を求めること。</p>	<p>みえ教育ネットワ ク教職員ユニオン 大原 敦子 三重県津市寿町7- 50</p>	<p>現在、教育基本法第17条第2項に規定する、本県の「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として、新たな「三重県教育ビジョン(仮称)」の策定に向けた検討を進めており、部活動改革についても基本的な考え方を記載することとしています。</p> <p>設置部活動数や部活動時間数については、この教育ビジョンを踏まえ、現在策定中の「三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針」に考え方を示す予定であり、それに基づき、各学校が作成する「学校部活動運営方針」において定めることとなります。</p> <p>以上のことから、本請願は不採択といたしたい。</p>

2022年8月25日

三重県教育委員会教育長 木平 芳定 様

「三重県教育ビジョン（仮称）」に部活動改革に関する記述を含めることを求める請願書

請願者 みえ教育ネットワーク教職員ユニオン
委員長 大原 敦子
住 所 三重県津市寿町7-50（みえ労連内）
電 話 059-223-2615（みえ労連）

1 請願の要旨

次期「三重県教育ビジョン（仮称）」に、「設置部活動数の削減」「部活動時間数の削減」といった部活動改革に関する記述を含めることを求めます。日本国憲法第16条および請願法に基づき、請願いたします。

2 請願の理由

現行版の「三重県教育ビジョン」が策定され、数年経ちました。現在、「三重県教育改革推進会議」が開催され、次期「三重県教育ビジョン（仮称）」の策定が進められていることと思います。さて、現行版の「三重県教育ビジョン」の中では「学校における働き方改革の推進」に関する章が設けられていますが、その策定以降、教育に関する新たな動きが出てきています。特に、部活動のあり方については、休日部活動の地域移行についてなど、これまでなかった様々な動きが出てきており、そのことも踏まえて部活動改革の推進に関する記述も含めていただくことが必要であると考えます。たとえば、三重県でもすでに進めているという「設置部活動数の削減」ですが、この縮減はまだまだ不十分だと思います。学校によってはクラス数や教職員数が大幅に減っているにも関わらず、開設部活動数がほとんど変わっていない状況ですから、教職員1人あたり3つは部活動を受け持つようになっている場合があるといった報告も受けています。このような状況では練習場所に立ち会うことも厳しく、事故等がないように見守ることさえ支障があるといえます。岐阜県教育委員会は昨年に県立高校の部活動数の2割削減する計画案を出していますが、このようにより大規模な開設部活動数の縮減が必要であると考えます。

そのほか、「自主練習」ということにした強制参加の部活動の実態もあるようです。これは「三重県部活動ガイドライン」が示す強要日・活動時間の設定についての規定をすり抜けるものであり、所属部員のオーバートレーニングに繋がるものであり、問題があります。また、部活動指導に精を出す教職員が他の教職員に対し、もっと部活動の練習時間を増やすようにとパワーハラスメントを行う場合もあります。このような問題を防ぐためにも、「自主練習であっても、実態としてその参加が自主的な意思に基づくものでない場合は、部活動の練習時間として計上すること」という記述や、部活動練習時間の縮減についての記述を「三重県部活動ガイドライン」のみならず、「三重県教育ビジョン」に含めていくことが必要であると考えます。

部活動問題は非常に根深いものだと思います。部活動の地域化についての動きもありますが、それもなかなかうまくいかないのではないかと思います。それは部活動の地域化に失敗している先行事例と呼ぶべきものがあるからです。具体的に言うと、それはたとえば国立大学法人附属学校における部活動です。近年、全国の国立大学法人附属学校に労働基準監督署が介入するということが相次いでいます。労働法を遵守すれば部活動を適法に教職員に担わせることがいかに厳しいかがよくわかるはずですが、しかし、労働基準監督署からの是正勧告を受けた附属学校がきちんと是正していないという話は珍しくなく、実際、

部活動も違法な運営が継続しているようです。とある国立大学法人附属中学校では、平日の部活動を、本来支給しなければならない割増賃金を支払わずに、教職員を強制的に部活動顧問に割り当てているとのことで、休日の部活動については外部団体が担うという体裁を取りながらも、人材が見つからないからと、結局教職員に事実上指導を強制し、しかも無賃でやらせてきたとのこと。たった1校の部活動の地域化でもこのようにうまくいかないのですから、公立学校における部活動の地域化がいかに難しいものであるかを物語っています。こうした実態は教育委員や三重県教育改革推進会議の委員の方にも詳しい方がきつといらつしゃると思いますので、よく理解していただけることだと思います。

部活動の地域化には大変な難しさがあることから、部活動改革のためには開設部活動数の縮減や部活動時間の縮減によって、規模縮小をすることが絶対的に必要だと思います。チームが成立しないほどの少ない部員数の部でも存続させ続けている学校もあるくらいですから、まだまだやれることはあります。それをやらずして、詭弁によって部活動顧問を教職員に強制的にやらせることは間違っています。そこで、次期「三重県教育ビジョン」に、「設置部活動数の削減」「部活動時間数の削減」といった部活動改革に関する記述を含め、部活動改革を発展させていくことを求めます。

請願 5

教職員の未取得の休憩時間を時間外在校等時間として計上するための整備を求める
請願について

請願について、別紙のとおり提出する。

令和5年10月27日提出

三重県教育委員会教育長 福永 和伸



請 願 文 書 表

教育委員会

受付番号	受付年月日	件 名 等	請 願 者	教育長の意見
請 5	令和4年12月30日	<p>(件名) 教職員の未取得の休憩時間を時間外在校等時間として計上するための整備を求める請願書</p> <p>(要旨) 三重県立学校過重労働対策報告システムに教職員の未取得の休憩時間を「上限対象」(「時間外在校等時間」のことに計上することについて、システムの改修や各種マニュアルの改編、教職員への周知といった手段によって、時間外在校等時間をより正確に記録できるようにすること</p>	<p>みえ教育ネットトワーク教職員ユニオン 大原 教子 三重県津市寿町7-50</p>	<p>休憩時間は、労働基準法により、勤務時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、労働時間の途中に与えなければならないものとされています。</p> <p>公立学校における休憩時間の時間帯については、校長が学校の実情に沿うように適宜定めることとしており、教職員の総勤務時間縮減に係る指針にも示しているように、休憩時間の確保として、授業の割り当てのない時間(いわゆる空き時間)に休憩時間を置くこと、分割して休憩時間を付与すること、グループ毎(1人でも可)に休憩時間を付与することなどの方法により、休憩時間を確保することとしています。</p> <p>以上のことから、本請願は不採択といたしたい。</p>

2022年12月30日

三重県教育委員会教育長 木平 芳定 様

教職員の未取得の休憩時間を時間外在校等時間として計上するための整備を求める請願書

請願者 みえ教育ネットワーク教職員ユニオン

委員長 大原 教子

住 所 三重県津市寿町7-50 (みえ労連内)

電 話 059-223-2615 (みえ労連)

1 請願の要旨

「三重県立学校過重労働対策報告システム」において、教職員の未取得の休憩時間を「上限対象」（「時間外在校等時間」のこと）に計上することについて、システムの改修や各種マニュアルの改編、教職員への周知といった手段によって、時間外在校等時間をより正確に記録できるようにすることを求めます。日本国憲法第16条および請願法に基づき、請願いたします。

2 請願の理由

教職員の過重労働は深刻な問題です。学校を持続可能なものにするためにも、教職員の生活や健康を守るためにも、業務改善を行い、教職員の過重労働を減らしていくことが必要です。近年、法改正によって、教職員の過重労働について、（時間外）在校等時間という概念が創設され、その法定上限が定められました。また、労働安全衛生法等の規定により、事業者である三重県教育委員会は（時間外）在校等時間の客観的な把握の義務を負っています。

当組合は教職員が法定休憩時間を適正に取れないことが常態化していることを問題視しています。そこで、未取得の休憩時間の分も時間外在校等時間として計上し、使用者側に法定上限を守っていただくことで、教職員の過重労働を縮減していくことが必要であると考えています。また、休憩時間を取得できるようにすることは原則ではあるが、もしも休憩時間が取得できずに業務を行った場合は、その分の時間を時間外在校等時間として計上することが正しい運用であるということは、文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課・教育公務員係に確認をとってあります。

「三重県立学校過重労働対策報告システム」の入力について、三重県教育委員会が作成している資料を参照しましたが、休憩時間相当の45分を時間外在校等時間に計上していない例しか示されておらず、「未取得の休憩時間であっても時間外在校等時間には計上しない」という誤った印象を教職員に与えているように思います。教職員の労働時間の把握義務は三重県教育委員会にあるのであり、誤った認識のもと、事実と反した記載を行う教職員に対して適切に指導がなされなければなりませんし、そもそも誤った認識で入力が行われないように、「三重県立学校過重労働対策報告システム」の中に休憩時間の取得状況の欄を創設し、教職員による誤解がないようにする仕組みづくりが大切であると考えます。また、時間外在校等時間は2020年1月17日付けの文部科学省告示第1号で示されているように、公文書としてその管理及び保存を適切に行うことが求められているものです。公文書のあり方として、事実と反する記載がされることは問題であるということもできます。

以上の理由から、「三重県立学校過重労働対策報告システム」において、教職員の未取得の休憩時間を「上限対象」（「時間外在校等時間」のこと）に計上することについて、システムの改修や各種マニュアルの改編、教職員への周知といった手段によって、時間外在校等時間をより正確に記録できるようにすることを求めます。

議案第21号

専決処分の承認について（令和5年度三重県一般会計補正予算（第3号）
（教育委員会関係））

令和5年10月20日急施を要したため、別紙のとおり令和5年度三重県一般会計補正予算（第3号）（教育委員会関係）に係る意見聴取について専決処分したので、これを報告し承認を求める。

令和5年10月27日提出

三重県教育委員会教育長 福永 和伸

提案理由

令和5年度三重県一般会計補正予算（第3号）（教育委員会関係）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、知事から意見を求められたが、急施を要したため三重県教育委員会教育長事務専決規則第3条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第2項によりこれを報告して承認を求める。

これが、この議案を提出する理由である。





教委第17-546号
令和5年10月16日

三重県知事 一見 勝之 様

三重県教育委員会教育長

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づく
教育委員会の意見について

令和5年10月12日付け総務第07-33-2号で照会のありました、令和5年定例会に提出する議案にかかる「歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件」については、原案に同意します。

【事務担当：教育委員会事務局教育財務課 Tel. 059-224-2943】



総務第 07-33-2 号
令和5年10月12日

三重県教育委員会教育長 福永 和伸 様

三重県知事 一見 勝之

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づく教育
委員会の意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に定められた「歳入歳出
予算のうち教育に関する事務にかかる部分その他教育に関する事務について定
める議会の議決を経るべき事件」について、令和5年定例会に提出する議案を
作成するので、同条に基づき教育委員会の意見を伺います。

事務担当 総務部財政課 松森 (PHS 5 2.8 3)

令和5年度三重県一般会計補正予算(第3号)

【教育委員会関係】

歳出補正予算

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	補正後の額
教育費	教育総務費	15,032,098	—	15,032,098
	小学校費	53,448,084	—	53,448,084
	中学校費	29,984,038	—	29,984,038
	高等学校費	33,487,392	—	33,487,392
	特別支援学校費	13,972,983	—	13,972,983
	社会教育費	2,257,473	—	2,257,473
	保健体育費	668,158	4,314	672,472
合計		148,850,226	4,314	148,854,540

歳出補正予算の内訳

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	補正後の額	内 容
保健体育費 学校給食・食育推進事業費	8,607	4,314	12,921	給食を提供している県立学校に対し、給食費の食材価格高騰分に係る補助を行うことによる増額

報告 1

令和5年度三重県学校保健功労者表彰について

令和5年度三重県学校保健功労者表彰について、別紙のとおり報告する。

令和5年10月27日提出

三重県教育委員会事務局
保健体育課長



令和5年度三重県学校保健功労者表彰について

1 審査の概要

(1) 趣旨

三重県内の公立学校・園において学校保健の向上・発展のために、永年にわたりその職務に専念し、その功績が顕著な学校医、学校歯科医、学校薬剤師に対し、その功績をたたえて表彰する。

(2) 推薦基準

- ① 学校三師として20年以上の勤務経験がある者で、表彰年度における11月1日現在60歳以上の者。
- ② 三重県の学校保健に顕著な功績があり、現在も学校保健の発展・向上に努めている者。
- ③ 過去において、学校保健に関する功績により国、県及び県教育委員会の表彰を受けたことがない者。ただし、薬事功労者表彰（三重県知事表彰）及び薬物乱用防止推進運動功労者表彰（三重県知事表彰）については、その功績の対象が学校保健に関することに限らないことから、上記の限りでない。
- ④ 推薦者数は、公益社団法人三重県医師会、公益社団法人三重県歯科医師会、一般社団法人三重県薬剤師会 各会2名以内とする。

2 受賞者の決定方法

- (1) 三師会から推薦された者について、学校保健功労者表彰審査会を開催し、上記の推薦基準に合致しているかを検討する。
- (2) 受賞者は、審査会の検討結果に基づいて三重県教育委員会教育長が決定する。

3 被推薦者

	被推薦者名	職	推薦団体
1	たかしま よしき 高嶋 芳樹	学校医	三重県医師会
2	かわなみ ちひろ 川浪 千尋	学校医	三重県医師会
3	ほんごう ともひで 本郷 智英	学校歯科医	三重県歯科医師会
4	つだ まこと 津田 真	学校歯科医	三重県歯科医師会
5	いとう ともふみ 伊藤 智文	学校薬剤師	三重県薬剤師会
6	かなまる くにご 金丸 邦子	学校薬剤師	三重県薬剤師会

4 審査会及び結果

(1) 日時 令和5年9月8日(金) 16時30分から17時まで

(2) 場所 県庁行政棟 教育委員室

(3) 選考委員名簿

副教育長	上村 和弘
育成支援・社会教育担当 次長	山添 達也
教育総務課 課長	浮田 知樹
教職員課 課長	福井 崇司
保健体育課 課長	堀越 英範
保健体育課 班長	若山 典彦

(4) 結果 被推薦者6名 推薦基準に合致

5 受賞者の決定

審査会の検討結果に基づいて、三重県教育委員会教育長が決定した。

6 表彰

11月2日(木)に開催する第66回三重県学校保健安全研究大会(四日市市文化会館)において行う。

令和5年度三重県学校保健功労者表彰名簿

	推薦団体	被推薦者名	年齢	勤務校 (勤務年数)	功績内容
1	三重県 医師会	たかしま よしき 高嶋 芳樹	77 歳	① 桑名市立桑部小学校 ② 桑名市立桑部幼稚園 ③ 桑名市立陵成幼稚園 ④ 桑名市立藤が丘小学校 ⑤ 桑名市立大和小学校 ⑥ 桑名市立益世小学校 ※通算 33年間	氏は、平成2年4月から現在までの33年の長きにわたり学校医を務め、現在は、桑名市立桑部小学校、桑名市立藤が丘小学校、桑名市立益世小学校、桑名市立陵成幼稚園を担当している。児童生徒だけでなく、学校職員に対し健康維持・増進に関する相談や指導を行っており、信頼及び人望も深いものがあり、学校保健の進展に寄与する功績は評価される。
2	三重県 医師会	かわなみ ちひろ 川浪 千尋	76 歳	① 津市立西郊中学校 ※通算 30年間	氏は、平成5年4月から現在までの30年の長きにわたり津市立西郊中学校の学校医として務め、生徒や保護者からの健康相談にも対応することにより、生徒の健康管理・健康教育に尽力しており、その職務を遂行されている。また、氏は長年にわたり診療のかたわら地域住民の健康管理にも尽力し、地域に根差したかかりつけ医として、健康保持・増進や訪問診療に貢献している。
3	三重県 歯科医師会	ほんごう ともひで 本郷 智英	64 歳	① 四日市市立内部東小学校 ※通算 34年間	氏は、平成元年4月から現在まで四日市市立内部東小学校の学校歯科医として、児童生徒のう蝕の予防、指導に関心が深く、う蝕の早期治療の徹底、歯と口の健康増進、健康管理の高揚等、学校関係者との連携のもと、生徒の口腔衛生の普及と向上に力を注ぎ功績を残している。また、歯の衛生週間には、歯科保健の重要性と認識を深める活動の展開に尽力している。

4	三重県 歯科医 師会	つだ まこと 津田 真	69 歳	① 松阪市立第一小学校 ※通算 20年間	氏は、平成15年4月から現在まで松阪市立第一小学校の学校歯科医として、児童生徒のう蝕予防、口腔衛生の向上を図るため、ビデオ等を使用して、わかりやすく説明する等、う蝕予防、口腔衛生の普及と向上に力を注ぐとともに、フッ化物洗口推進モデル事業においては、児童生徒等への助言指導を怠ることはなく、歯科保健の向上に貢献している。
5	三重県 薬剤師 会	いとう ともみ 伊藤 智文	68 歳	① 大台町立日進小学校 ② 大台町立川添小学校 ③ 大台町立三瀬谷小学校 ④ 大台町立三瀬谷中学校 ⑤ 大台町立宮川中学校 ⑥ 大台町立宮川小学校 ⑦ 三重県立昴学園高等学校 ※通算 39年間	氏は、昭和59年4月から現在までの39年の長きにわたり学校薬剤師を務め、現在は、大台町立宮川中学校、大台町立宮川小学校、三重県立昴学園高等学校を担当している。学校の飲料水・プール水を児童生徒が安心して衛生的で安全に使用できるよう、試験検査の実施、評価等に努め、よりよい環境づくりに貢献し、健康的で快適な学習環境が維持できるように尽力している。
6	三重県 薬剤師 会	かなまる くにこ 金丸 邦子	67 歳	① 鈴鹿市立郡山小学校 ② 鈴鹿市立千代崎中学校 ③ 鈴鹿市立合川小学校 ④ 鈴鹿市立鼓ヶ浦中学校 ⑤ 鈴鹿市立郡山小学校 ⑥ 鈴鹿市立栄小学校 ⑦ 鈴鹿市立天栄中学校 ※通算 26年間	氏は、平成9年4月から現在までの26年の長きにわたり学校薬剤師を務め、現在は、鈴鹿市立合川小学校、鈴鹿市立鼓ヶ浦中学校を担当している。プール水・飲料水等の正確な定期検査の実施と検査結果に基づく適切な評価により、健康的で快適な学習環境が維持・向上に貢献している。また、「くすりの正しい使い方教室」を担当校で開催し、薬物乱用防止の指導を行う等尽力している。